

四日市市資源集団回収助成金申請書 ご提出時のお願い

四日市市資源集団回収の助成金のご請求をいただく際によくある間違いをまとめました。

今後のご請求時にお役立てください。

なお、ご提出いただいた書類に不備等がありますと、助成金の入金が遅れることがあります。

ご提出の際は今一度、誤りがないかのご確認をお願いいたします。

実績報告書・助成金交付申請書兼請求書、引取明細書 共通

・助成金の請求は集団回収実施日から60日以内です。

集団回収実施日より60日以内に、「実績報告書・助成金交付申請書兼請求書(ピンク色の用紙)」と「引取明細書(黄色の用紙)」を生活環境課までご提出ください。

提出が実施日より60日を超えた場合、助成金をお支払することはできません。

・団体名、団体登録番号の書き間違い、記入もれにご注意ください。

今回お送りした封筒に記載された団体名と登録番号が市に登録されているものとなります。

「子ども会」、「子供会」などのひらがなと漢字の違いも登録のとおりにご記入ください。

登録番号をご記入いただいていないことがあります。登録番号は「地区名+数字」です。

・消せるボールペンは使用不可です。

消せるボールペンで書かれたものは、受理できません。

実績報告書・助成金交付申請書兼請求書(ピンク色の用紙)

団体様でご記入いただく用紙です。訂正の際の訂正印は団体様のご印鑑です。

・助成額(助成金請求額)は回収量(kg)×5円です。

助成額の訂正はできません。用紙の書き直しをお願いします。

・会計担当者のお名前のご記入は、口座名義人に入っている方のお名前が代表者様と

は別の方の場合のみ、ご記入ください。

口座名義人にお名前が入っていない場合(団体名のみなど)はご記入いただく必要はございません。

・お振込み先の銀行名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義人、フリガナの書き間違い、書き忘れにご注意ください。

引取明細書(黄色の用紙)

団体名、代表者のみ団体様でご記入いただきます。ご記入後、引取業者にお渡してください。

・引取量、引取金額、明細の検算をお願いします。